

「国民健康保険特定疾病認定申請書」に添付する 所得の証明に関する書類について

国民健康保険特定疾病療養受療証の発行にあたり、平成29年分の所得の証明として、下記の書類のいずれかを添付して下さい。

(お送りいただく書類は、同一世帯で医師国保に加入しているすべての方が対象です)

1. 「平成30年度 市町村民税・県民税 納税通知書」のコピー
※【氏名】・【年度】・【総所得金額（課税前）】の記載があるページをコピーして下さい。
※【総所得金額（課税前）】の記載が次頁に分かれている場合がありますので、ご注意ください。
コピーが取れない場合は、原本をご送付下さい。医師国保組合で確認後、簡易書留にてご返却いたします。
2. 「平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定通知書」の
コピー
※【氏名】・【年度】・【総所得金額（課税前）】の記載があるページをコピーして下さい。
※【総所得金額（課税前）】の記載が次頁に分かれている場合がありますので、ご注意ください。
コピーが取れない場合は、原本をご送付下さい。医師国保組合で確認後、簡易書留にてご返却いたします。
3. 「平成30年度 市町村民税・県民税 課税証明書」のコピー
※市区町村により、課税証明書に総所得金額の記載がない場合がありますので、市区町村窓口にて、「総所得金額（課税前）・非課税の記載がある証明書」とお伝え下さい。

※前年に収入が無かった方や、低額のため市町村・県民税の課税がなされない方は、「非課税証明書」をご送付下さい。

なお、この度添付いただく上記書類につきましては、「国民健康保険限度額認定証の交付」に係る確認書類として以外には用いないことを申し添えます。

◆個人番号の利用目的について

○当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

○各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。

◇お問い合わせ先
千葉県医師国民健康保険組合
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4番1号
TEL：043-242-4273

常務理事	事務長	担当者

様式第7号

国民健康保険特定疾病認定申請書

被保険者証の記号番号	千医国 . -																			
認定を受けようとする 被保険者の氏名及び生年月日	ふりがな																			
	氏名																			
	個人番号																			
	生年月日	昭・平	年	月	日	男・女														
令第29条の2第5項の 規程による特定疾病名 (該当する番号に○を付して下さい)	1. 人工腎臓を実施している慢性腎不全。 2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害 又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害。(いわゆる血友病) 3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群。(HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)																			
国民健康保険法施行規則第27条の5第1項により上記の通り申請いたします。 平成 年 月 日 千 住所 組合員氏名 ⑩ 組合員個人番号 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 千葉県医師国民健康保険組合 様																				
証 明 欄																				
上記 _____ は、 (該当する番号に○を付して下さい) 1. 人工腎臓を実施している慢性腎不全。 2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害 又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害。(いわゆる血友病) 3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群。 (HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る) で、治療していることを証明します。																				
平成 年 月 日																				
医療機関所在地																				
医療機関名称																				
医師又は歯科医師名 ⑩																				

(注) 更正医療券を持参された方は証明書の記載は必要ありません。

受付印

【個人番号の利用目的について】

- 当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。
- 各種申請書等で知り得た被保険者の個人情報、法令に定める場合を除き、組合業務の、目的以外で利用することはありません。

組合 記入 欄	認定方法	・納税通知書	・課税証明書	・その他
	適用区分	2万円	1万円	
	台帳	()		
	DIR	()		